

令和7年度 豊田市立朝日小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

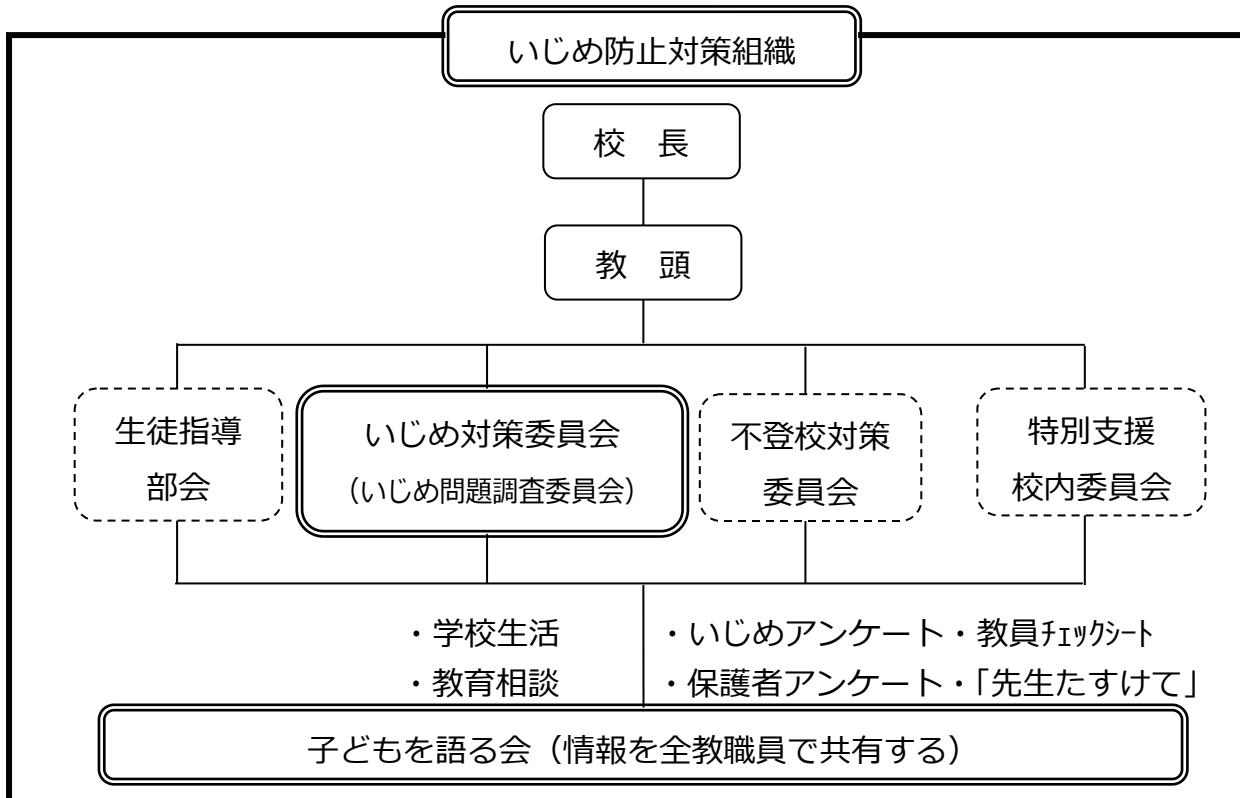
「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識と、「いじめはどの学校にもどの子にも起こりうる」という危機意識をもっていじめの防止に取り組む。そのために、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日ごろから些細な兆候を見逃さないように努め、教職員間及び保護者との連携を密にして組織的に対応していく。

学校は、安全・安心に生活できる場でなくてはならない。かけがえのない一人一人の命を守ることを最優先に、深い愛情を注ぎながらたくましく生き抜く力を育てていく。具体的には、自尊感情(自己肯定感)を高める教育活動により、確かな感性を持って人と関わりあう心を育てる。めざす子ども像を、「あいさつができる朝日っ子・思いやりのある行動ができる朝日っ子」とする。

本校は、互いの人権を大切にした人間関係づくりを中心に研究を進めている。特に、異学年交流を図る縦割り班での朝日っ子遊び、心と体のバランスを保つ健康教育、特性を理解する学習や交流活動を、本校の教育の柱として取り組んでいく。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことがないようにする。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。



関係機関との連携 (パルクとよた・児童相談所・子どもの権利相談室・警察・スクールロイヤー機能 等)

(1) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」や保護者対象の「学校評価アンケート」を実施し、学校のいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。また、現職教育で「いじめ防止・対策マニュアル」を活用した研修を行う。
- ・いじめアンケート(あのねアンケート)やあのねタイムにおける教育相談結果を集約、分析し、対策を立てて実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ホームページ等を通して、学校いじめ防止基本方針の周知やいじめ防止の取組状況、学校自己評価の結果等を発信する。

エ いじめへの対処

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し正確な事実の把握に努め、いじめの解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・「臨時いじめ対策委員会」において犯罪行為が疑われたいじめについては、直ちに学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切に連携を行う。その上で、学校としていじめの再発防止のための指導・支援を継続して行う。
- ・いじめ解消の判断をする。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

【いじめ対策委員会のメンバー】

校長、教頭(教育相談コーディネーター)、教務、校務、学年主任、保健主事、養護教諭(相談主任)、生徒指導主任とする。必要に応じて、担任や関係職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の相談員を加える。

(2) 「子どもを語る会」の役割

全職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(3) いじめ対策組織の開催時期

ア 学校全体の様子を把握し、いじめの防止と対策に努めるために、「いじめ対策委員会」を、年5回定期的に開催する。

イ 毎月1回、「子どもを語る会」を開催し、日常の児童の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。

ウ 緊急な対応が必要な場合には、「臨時いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 全ての教職員が学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育（権利学習プログラム）の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- カ 感染症などに関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- キ 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 年5回のいじめアンケート（あのねアンケート）や、年3回（5月、9月、1月）のあのねタイムにおける教育相談を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、心の相談員の活用、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 「先生たすけて」を活用し、心配なことを相談できる環境を整え、児童の小さなSOSの把握に努める。
- エ 年5回の「教職員チェックシート」による点検や、年2回の「hyper-QU」の実施の結果から、学級の様子や個々の児童の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- オ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- カ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- キ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。
- ク 保護者向けのいじめに関するアンケートを年2回（6月、10月）に実施し、家庭での子どもの変化に気づくことができるよう保護者と連携して対応する。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら、担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、連絡を受けた者は、速やかに管理職へ報告をあげ、「臨時いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、事実を正確につかむようにする。
- エ 記録は、事実が正確に記録されるようにし、適切に管理・保存する。
- オ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- カ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

- キ 対応が困難な場合などは、パルクとよたに対応の相談をし、適切な助言等を受ける。
- ク いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ケ 学校外で発生したいじめについて、児童が所属する団体等がある場合は、当該団体等と連携して対応、指導、見守りを行う。
- コ インターネット上の名譽棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、警察署とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだと判断できる状態でも、3ヶ月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

〈いじめがやんだと判断する目安〉

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教職員から見て、現在いじめないと判断できる。

4 いじめ重大事態の疑いがある事案発生時の対応

- (1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会に状況を報告し、早期解決を図る。その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告をし、適切に対応して早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会（いじめ対策委員会が兼ねる）」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、取組の内容を振り返り、児童や保護者、地域の方の意見を参考にした上で定期的に見直しを図り、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」、「【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え」を年に2回、10月・2月)及び保護者への学校評価アンケート(年に1回、11月)を実施し、いじめ防止対策組織でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付し、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【取組の年間計画】

	いじめ対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	○ 「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○ 「いじめ防止対応マニュアル」を活用した研修 ○ いじめ対策委員会	○ 相談室やSCの児童・保護者への周知 ○ 学級、学年開き ○ 保健指導(心と体の成長)	○ いじめ相談窓口の児童・保護者への周知 ○ 身体測定
5月		○ 現職研修①「児童生徒理解と学級づくり」	○ 朝日っ子遊び(異年齢集団活動)	○ 「心のアンケート(いじめアンケート)」 ○ 教育相談週間
6月			情報モラル指導(ネットモラル) ○ 朝日っ子遊び ○ hyper-QU 実施	○ 体重測定
7月		○ いじめ対策委員会	○ 朝日っ子遊び	○ 「心のアンケート(いじめアンケート)」 ○ 個人懇談会
8月		○ 現職研修②(ケーススタディ)		
9月		○ いじめ対策委員会	○ 朝日っ子遊び ○ 福祉実践教室 ○ hyper-QU 結果の共有(いじめ対策委員会)	○ 公開授業 ○ 学校運営協議会委員への授業の公開 ○ 民生児童・主任児童委員懇談会
10月		○ 全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○ アサヒンピック	○ 公開授業 ○ いじめアンケート(保護者)
11月		○ いじめ対策委員会	○ 朝日っ子遊び ○ hyper-QU 実施	○ 保護者への学校評価アンケート学校 ○ 運営協議会委員への学校行事の公開
12月			○ 人権週間(標語募集) ○ 赤い羽根募金活動	○ 個別懇談会
1月			○ 福祉実践教室 ○ 保健指導(命の大切さ) ○ 朝日っ子遊び ○ 生活・総合発表会	○ 学校運営協議会委員への学校行事の公開
2月		○ 全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○ いじめ対策委員会	○ キャリア教育 ○ 朝日っ子遊び ○ hyper-QU 結果の共有(いじめ対策委員会)	○ 民生児童・主任児童委員懇談会 ○ 学校運営協議会
3月		○ 学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○ 6年生を送る会	○ 学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年		○ 校内のいじめに関する情報の収集 ○ 対応策の検討 ○ 子どもを語る会(毎月) ○ 現職教育(OJT研修)	○ 道徳教育、体験活動の充実 ○ 分かる授業の充実 ○ デジタル・シティズンシップ教育の推進 ○ 権利学習プログラム	○ 健康観察の実施 ○ 心の相談員・SCによる相談 ○ あいさつ運動

※いじめが発生した場合は、関係する職員で共通理解を図りながら対応していく。